指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日:令和2年7月10日

評 価 者:健康福祉局指定管理者選定評価委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市くさぶえの家							
指定期間	平成28年4月1日 ~ 令和3年3月31日							
業務の概要	・障害者総合支援法(以下、「法」という。)第5条第7項に規定する生活介護に関すること。							
	・法第5条第12項に規定する自立訓練に関すること。							
	・川崎市自閉症者社会自立促進事業実施要綱等に規定する地域サービス事業に関すること							
	・施設の維持管理に関すること。							
指定管理者	名称 : 社会福祉法人川崎市社会福祉事業団							
	代表者:成田 哲夫							
	住所 : 川崎市高津区久地3-13-1 電話: 044-829-1829							
所管課	健康福祉局障害保健福祉部障害計画課(内線:33821)							

2.「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	評価項目	事業実施状況等					
1	市民や利用者に十分な量 及び質のサービスを提供 できたか。	くさぶえの家は自閉症者に対する支援を行う専門施設として、行動障害をはじめ多					
		様な特性を有する利用者を支援しており、他の施設では支援が困難とされる方を積極					
		的に受け入れている。個別の希望とニーズに基づいた支援を丁寧に行うことにより、					
		自閉症を有する利用者・家族等から極めて高い信頼を寄せられており、増え続ける利					
		用希望者と障害の重度化に対応するため、十分な人員配置と高い支援技術による、サ					
		ービスの提供ができている。					
2	当初の事業目的を達成することができたか。	平成29年度に設立した「利用者の会」により、利用者からの要望を積極的に活動					
		に取り入れることで、利用者の満足度の向上につなげ、意思疎通の困難な利用者が多					
		く手厚い支援が求められている状況の中でも、利用者一人一人の意思決定支援を基本					
		とする様々な取組を行うよう努めている。また、市内唯一の自閉症療育の専門施設と					
		して多方面より助言を求められ、積極的な地域交流を図っていることから地域の障害					
		福祉の向上にも貢献している。					
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	施設・設備の保守・管理については、委託業者により適切に行われ、また、報告さ					
		れた結果に基づき、優先度をつけて修繕・交換を行った。					
		利用者に関わる事故については、事故対応マニュアルにて未然防止と事後対応を標					
		準化し、また、ヒヤリハット事例の報告・共有を行っている。					
		災害等への対策については、避難計画やBCPを作成したほか、単独あるいは合築					
		の末長こども文化センターと合同で年に6回の避難訓練・家族による引取訓練を実施					
		し、地域や関係者とともに備えを行っている。					
		支援員の指を噛んで離さない利用者のあごを叩くという不適切な対応があったが、					
		施設として内部及び外部の各種研修に積極的に参加し結果を報告、管理者と支援員と					
		の定期的な面談を行うなど、今後は適切な支援を行えるよう努めている。					

更なるサービス向上のために、ドラン・た課題や	利用者の障害の重度化・特性の多様化を見据えて、専門機関とより緊密に連携し、						
めに、こついった課題や 改善策があるか。	また、研修等を通じて他施設の取組みに学ぶ必要がある。一方、社会全体の障害理解						
	の推進と協力関係構築のため、自閉症者についての豊富な経験と専門的技能を有する						
	立場として、また責任ある社会の一員として地域の支援機関への自閉症についてのよ						
	り積極的な情報発信をはじめとする役割分担を意識した取組を進めることが求められ						
	る 。						
非公募更新のための条件 を満たしているか (該当施設のみ)							
	めに、どういった課題や 改善策があるか。 非公募更新のための条件 を満たしているか						

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果							
1	所管課による適切なマネ	3か月ごとのモニタリングや年度報告書等、各種報告に基づいて管理・運営の状況							
	ジメントは行われたか。	を把握に努めた。また、電話による聴取りや必要に応じて実地調査を行い、問題解決							
		に向けて協議・指導を実施した。							
2	制度活用による効果はあ	通所時間内(の支援の	充実にとど	まらず、地	地域サービ	ス事業によ	つて、自閉症者の生	
	ったか。	活全般や当事者と接する支援者等へのサポートを展開し、それによって培ったノウハ							
		ウを講義等の形で還元し、自閉症についての地域全体の障害理解や支援スキルの向上							
		に寄与している。							
		このような運営姿勢とサービス内容が利用者・保護者から評価され、高い利用率を							
		維持できた結果、安定性・継続性のある事業展開と収支状況を確保しており、さらな							
		るサービスの向上も期待できる。							
		【利用者数】						1	
			定員	H28	H29	H30	R1		
		生活介護	24	29	28	30	30		
		自立訓練	6	Ο	Ο	Ο	0		
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等	重度の利用を	当を 今後	も多く受け	入れ、安全	≧・安心を₹	確保しつつ	その人らしい生活を	
	で見直すべき点はないか	支えていくには、より高度で適正な支援をするための人員の確保が求められており、							
		それを可能とするため、業務内容及び経費について、検証していく必要がある。							
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	生活介護のサービスを提供する事業については、民間により質の高いサービスが十							
		分に提供されるようになってきたことから、合築の施設であることを踏まえ、令和3							
		年度から貸付による民営化を図ることとしている。							

4. 今後の事業運営方針について

「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画 第一次実施計画」に基づいて、令和3年度から10年間の貸付による民営化を予定しているが、今後も障害者を取り巻く状況の変化に対応可能な施設運営を行っていく必要がある。